

「AI活用試行工事」実施要領（農政部発注工事）

1 目的

「AI活用試行工事」は、建設現場における人工知能（AI）技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図ることを目的とする。

2 試行工事の内容

受注者から工事現場におけるAI技術活用に関する意欲的な取組の提案を受け、その実施が確認できた場合、「工事施行成績評定」において加点評価を行う。

なお、本試行工事におけるAI技術活用に関する取組とは、画像解析を活用した出来形や進捗の自動判定、センサーやカメラによるリアルタイムの危険検知、あるいは施工記録の自動作成などの取組をいう。

3 適用対象

（1）令和8年4月1日以降公告の工事

（2）令和8年3月31日以前に公告の工事についても、受注者の提案により試行可能とする。

（3）ただし、（1）と（2）に該当する工事のうち工事施行成績評定を行わない工事は、試行工事の対象とはしないが、AI技術活用に関する取組を妨げるものではない。

なお、取り組む場合は、5実施方法（2）から（5）に従い取り組むこととする。

4 評価対象

次の全ての条件を満たす提案について、工事施行成績評定で加点対象とする。

①	工事現場内で行う取組（工場製作のみの工事の場合は、工場での取組も対象とする）
②	施工関係、品質関係、安全衛生関係に該当する次のいずれかの取組 ・出来形管理や品質管理、施工方法等において業務の効率化を図る取組 ・土工やコンクリート打設等において、工事目的物の品質を向上させる取組 ・施工中の安全性を向上させる取組や熱中症対策等、作業員の健康管理に関する取組
③	発注者が費用を計上していない取組
④	工事現場としての実施が確認できる取組
⑤	工事目的物の性能や耐久性等に影響しない取組

5 実施方法

（1）試行対象工事は、入札の公告（入札説明書が必要な工事は入札説明書にも記載）と特記仕様書に「AI活用試行工事」であることを記載する。（別紙1、別紙2）

（2）契約後、受注者が「AI活用試行工事」に取り組む場合、4の評価対象に合致する提案（最大3件まで）を所定の計画書（別紙3）を施工計画書に添付し、工事監督員に提出する。

（3）工事監督員（主任監督員）は、（2）の提出があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し、評価結果を工事打合せ簿により受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は計画書を再提出できる。

- (4) 受注者は、(3)で提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- (5) 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（主任監督員）に「実施状況報告書」（別紙4）を提出する。「実施状況報告書」には、(4)で撮影した写真を添付する。
- (6) 主任監督員は、「実施状況報告書」により、(3)で提案された内容が適切に実施されていることが確認できた場合、その内容を「施工関係」「品質関係」「安全衛生関係」に分類し、工事施行成績評定の「5創意工夫」の「その他」項目に、それぞれ加点評価を行う。
なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又は(3)の提案がない場合には、加点評価は行わない。（減点は行わない。）

6 その他

- (1) この要領は、北海道農政部発注工事に適用する。
- (2) 総合評価落札方式の該当工事において、AI活用に関する内容を「技術提案・簡易な施工計画」の技術的所見で評価された内容は、工事施行成績評定で加点評価は行わない。
ただし、試行工事の対象となるため、契約後に所定の計画書（別紙3）を作成し、施工計画書に添付うえ、工事監督員へ提出すること。
- (3) ICT活用工事においてAI技術を活用した場合は、ICT活用工事で加点した上で、更にAI活用試行工事としても工事施行成績評定で加点評価を行う。
- (4) NETISに登録されているAI技術を活用した場合は、新技術の活用で加点し上で、更にAI活用試行工事としても工事施行成績評定で加点評価を行う。
- (5) 品質管理や出来形管理を対象とする取組を行う場合は、従来の品質及び出来形管理の補完または高度化することを目的としてAI技術を活用すること。
- (6) ChatGPT等を用いた施工計画書や打合せ簿の作成等の文書作成に関する取組は、対象外とする。
- (7) 5(2)の計画書の作成は、農政部事業調整課ホームページの様式を使用するものとする。
申請用のURL等は特記仕様書に記載する。
- (8) 各（総合）振興局は、前項により作成された提案内容を集計し、事業調整課へ報告する。

別紙1

●一般競争入札の場合

【入札の公告の記載内容】

令和8年4月1日以降公告の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に、次のとおり記載すること。

入札の公告 記載例

『1. 入札に付する事項』に以下を追記する。

(番号) この工事は、受注者の提案によるAI技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図る取組を推進する「AI活用試行工事」の対象工事である。

受注者は契約後、当該工事において、AI技術活用に関する取組を発注者に提案・協議し取組を実施することができる。

この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

●指名競争入札、随意契約の場合

【指名通知等の添付内容】

令和8年4月1日以降に通知の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に、次の記載内容を指名通知等に添付する。

「AI活用試行工事」について

この工事は、受注者の提案によるAI技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図る取組を推進する「AI活用試行工事」の対象工事のため、次の事項を承知の上、競争入札に参加してください。

1. 受注者は契約後、当該工事において、AI技術活用に関する取組を発注者に提案・協議し取組を実施することができる。
2. この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

別紙2

特記仕様書 記載例

次の記載内容は、令和8年4月1日以降公告の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に適用する。

----- AI活用工事について

1 試行の実施について

本工事は、受注者の提案によるAI技術活用に関する取組を推進する「AI活用試行工事」の対象工事である。

2 試行の内容について

工事契約後、受注者は、当該工事において、AI技術活用に関する取組を提案・協議し取組を実施することができる。

実施要領及び計画書様式については、北海道農政部事業調整課ホームページで確認すること。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/index.html>

3 試行の実施について

受注者が本取組を実施する場合は、

- ① 計画書を作成し、この計画書を工事打合せ簿に添付し、工事監督員と協議する。
【注意】計画書は、データで提出すること。
- ② 工事監督員（主任監督員）は、①の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。
- ③ 受注者は、前項で提案・協議した内容に取り組みとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- ④ 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（主任監督員）に「実施状況報告書」を提出する。
「実施状況報告書」には、③で撮影した写真を添付する。
- ⑤ 主任監督員は、「実施状況報告書」により、②提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、その内容を「施工関係」「品質関係」「安全衛生関係」に分類し、工事施行成績評定の「5創意工夫」の「その他」項目にそれぞれ加点評価を行う。
(ただし、工事施行成績評定を行わない場合を除く。)

なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は②の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。

4 試行の費用について

本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

AI活用試行工事 計画書

受注者

〇〇（総合）振興局 農村振興課や〇〇耕地出張所など

工事番号

工事名

<計画>

取組内容（最大3件まで（※））

（1件目）

（2件目）

（3件目）

※工事施行成績評定での評価は、実施された取組を「施工関係」「品質関係」「安全衛生関係」の項目に分類し、各項目で実施した場合は、それぞれの項目で加点评価する。

（※各項目での複数評価はしない。）

- 受注者は、この計画書を工事打合せ簿に添付し、工事監督員と協議してください。

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工事名				/
項目	工事特性・創意工夫・社会性等 (いずかに○)	評価内容		
提案内容				
(説明)				
(添付図・写真等)				

※1 説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※2 工事特性については、都市部等や厳しい自然条件への対応状況がわかる資料を添付すること。また、創意工夫及び社会性等については、その目的や効果がわかる資料を添付すること。

